

「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の 一部を改正する政令案」について

平成20年10月23日
国土交通省

I. 概要

景気が弱まり、特に建設・不動産に係る資金繰りの悪化の度合いが増す中で、優良な民間都市開発事業の立ち上げを下支えすることにより、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するため、認定事業用地適正化計画に係る民間都市開発事業については、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）が、その施行に要する費用の一部を負担して、当該事業に参加することができる土地の区域面積の要件を緩和することとする。

II. 内容

機構が、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）第4条第1項第1号の規定に基づき、民間都市開発事業の施行に要する費用の一部を負担して、当該事業に参加することができる土地の区域面積の要件は、民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和62年政令275号）第2条第1項第1号の規定により、原則2,000㎡以上とされているが、景気が弱まり、特に建設・不動産に係る資金繰りの悪化の度合いが増す中で、優良な民間都市開発事業の立ち上げを下支えすることにより、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するため、同法第14条の3の認定を受けた事業用地適正化計画に係る民間都市開発事業については、機構が、その施行に要する費用の一部を負担して、当該事業に参加することができる土地の区域面積の要件を500㎡以上まで引き下げることとする。